

施策7 ごみを減量・資源化します

重点
施策

基本目標

5 ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち

ごみ減量の意識及び取組への価値観を高め、一人ひとりが行動につなげるなど、ごみの減量・資源化が図られたまちを目指します。

1 一般廃棄物（ごみ）の対策

1 現状と課題

(1) 現状

【廃棄物の分類】

- 廃棄物は大きく分けると「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大別されます。

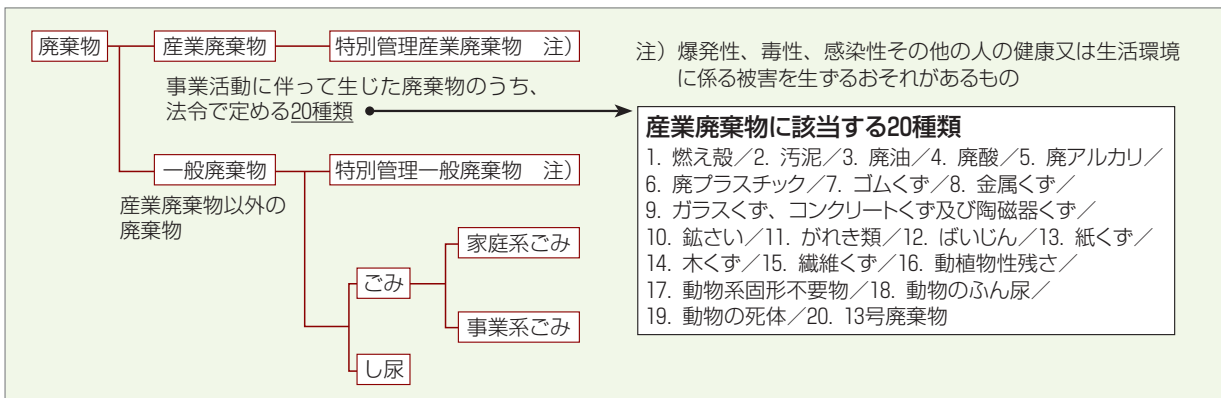


図7-1-1 廃棄物の区分

- 一般廃棄物は、家庭系ごみ、事業系ごみ、し尿などで、産業廃棄物以外の廃棄物であると定められており、市が処理責任を負うこととされています。
- 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で20種類が定められており、事業者が適正な処理の責任を負うこととされています。

廃棄物処理法（抜粋）

第2条の3（国民の責務）

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第3条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第4条（国及び地方公共団体の責務）

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

【一般廃棄物（ごみ）の処理】

- 本市では、家庭から排出される家庭系ごみは、市内全域を対象に10区分11種類に分別され、約22,000か所のごみステーションや公民館等の拠点において直営、又は委託により収集しています。

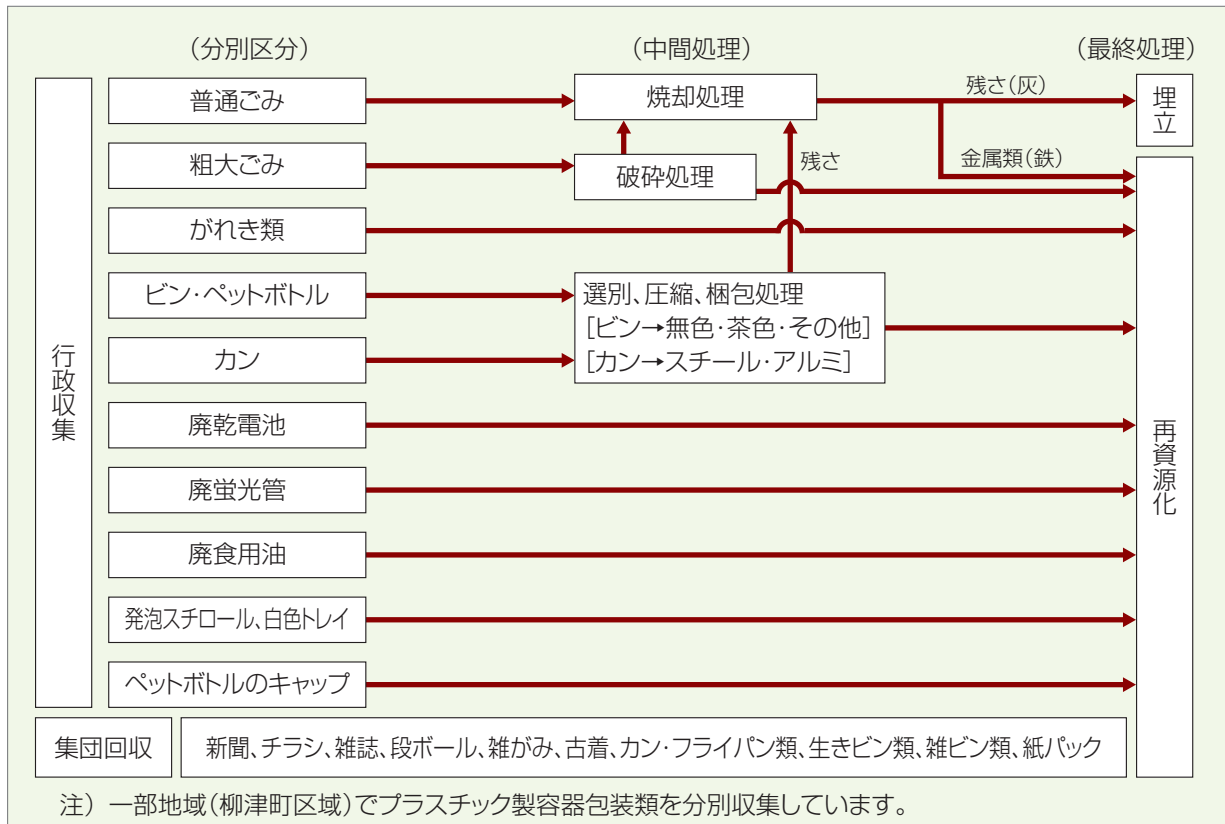


図7-1-2 家庭系ごみの処理の流れ

- 普通ごみは、平成24年度現在、市内にある3か所の焼却処理施設（掛洞プラント、東部クリーンセンター、衛生センター）で焼却処理しています。

焼却した際に発生する残さ（灰）のうち、掛洞プラントと東部クリーンセンターで発生した焼却残さ（灰）は、大杉一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

また、衛生センター焼却場の焼却残さ（灰）は委託処分しています。

- 古紙、古着、金属類、ビン類は、地域の集団回収（資源分別回収）により、約1,500か所の資源ステーションで回収され、再資源化しています。
- 事業所から排出される事業系ごみは、家庭系ごみに準じて分別され、岐阜市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者が収集（収集運搬料金を負担）するか、排出事業者自らが処理施設へ搬入しています。
- 粗大ごみの処理については、排出者にごみ処理費用の一部の負担を求める有料化を平成10年度から実施しています。



大杉一般廃棄物最終処分場

【ごみの排出量】

- 平成23年度のごみ総排出量は159,484tで、家庭系ごみ113,156t、事業系ごみ45,113tとなっています。

また、1日あたりのごみ排出量は、平成18年度と比べ、市民1人あたり122g減（10.4%減）と減少傾向ですが、全国平均と比べると未だ多い状況です。

表7-1-1 岐阜市のごみ排出量の推移

区分		(単位)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
家庭系ごみ		(t/年)	127,173	124,323	120,080	116,618	113,530	113,156
		(g/人・日)	825	805	782	761	742	739
事業系ごみ		(t/年)	50,774	48,928	46,863	44,885	44,441	45,113
その他(都市美化ごみ等)		(t/年)	1,370	1,334	1,423	1,338	1,465	1,215
総排出量		(t/年)	179,317	174,585	168,366	162,841	159,436	159,484
		(g/人・日)	1,163	1,131	1,096	1,063	1,042	1,041
参考 国統計値	岐阜市	(g/人・日)	1,164	1,133	1,101	1,092	1,063	未公表
	全国平均	(g/人・日)	1,115	1,089	1,033	994	976	未公表

注) 総排出量のうち、国統計値は、国勢調査結果からの推計した人口、自然共生部が算出した一人あたりの排出量は住民基本台帳の人口を用いており誤差があります。

出典：全国平均は環境省資料

- 平成23年度の資源化量は30,403tで、平成18年度と比べ9,934t減(24.6%減)となっています。
- 平成23年度の最終処分量は16,247tで、平成18年度と比べ1,590t減(8.9%減)となっています。

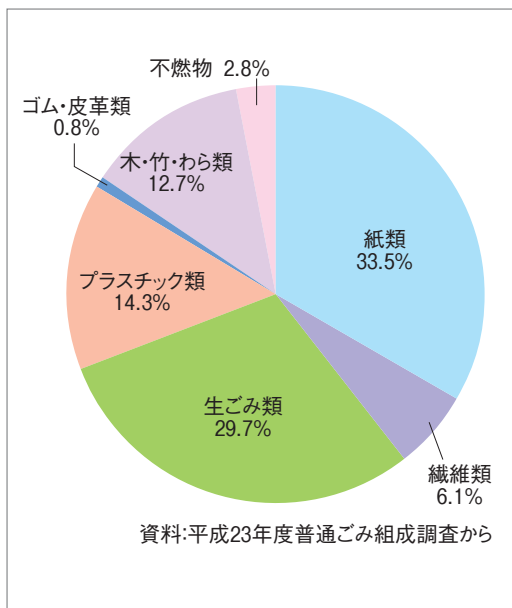


図7-1-3 本市の家庭系普通ごみの組成

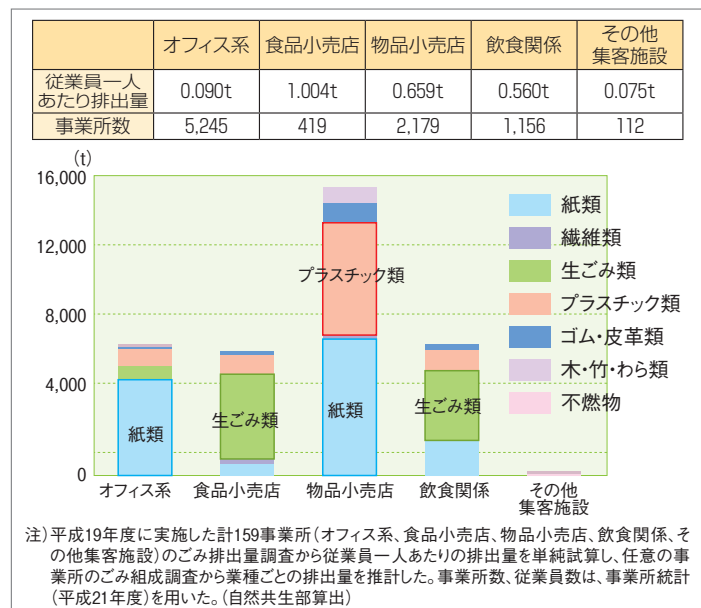


図7-1-4 本市の事業系普通ごみの業種別排出量の推計

【ごみ減量・資源化に係る計画】

- 一般廃棄物(ごみ)を管理し、適正な処理を確保するための基本となる「岐阜市ごみ処理基本計画(平成21年度～平成35年度)」の内容を踏まえ、今後のごみ減量・資源化の取組の工程を示した「ごみ減量・資源化指針2011(平成23年度～平成35年度)」を策定し、「ごみ1/3減量大作戦^{*78}」を合言葉に、ごみ減量・資源化を循環型社会の実現のための一つの手段として取組を進めています。

*78 ごみ1/3減量大作戦／「ごみ減量・資源化指針2011」に掲げる焼却量の削減目標達成に向けた具体的な取組。

(2) 課題

【ごみ減量の意識改革】

- 「なぜ、ごみ減量をしなくてはならないのか」「分別して、何に再資源化させていくのか」など、ごみ減量・資源化の目的・取組を共有していくために、適切な情報提供を進めることが必要です。

例えば、環境省の調査によると、家庭系生ごみの39%は、手付かずの食品と食べ残しにより排出されています。

また、生ごみの80%が水分で、排出する前に一絞りすることで10%削減することができます。

- 資源は有限であり、将来の世代にわたり持続可能な社会をつかっていくためには、必要な経済活動や消費生活から出るごみの発生を極小化し、資源物の有効利用を極大化するような意識と行動が求められます。
- ごみ減量に努力する人に報いるためにも、不適正排出や不法投棄を防止し、ごみ減量の取組に不公平感が生じないように指導等を強化していく必要があります。

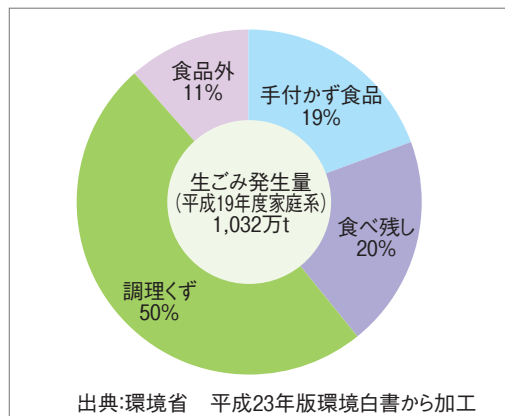


図7-1-5 家庭系生ごみの内訳

【ごみ焼却量の削減】

- 平成24年1月から新たに埋立を開始した大杉一般廃棄物最終処分場の一人あたりの最終処分量の割り当ては、単純試算で0.64m³となり、1m四方の箱の2/3程度しかありません。

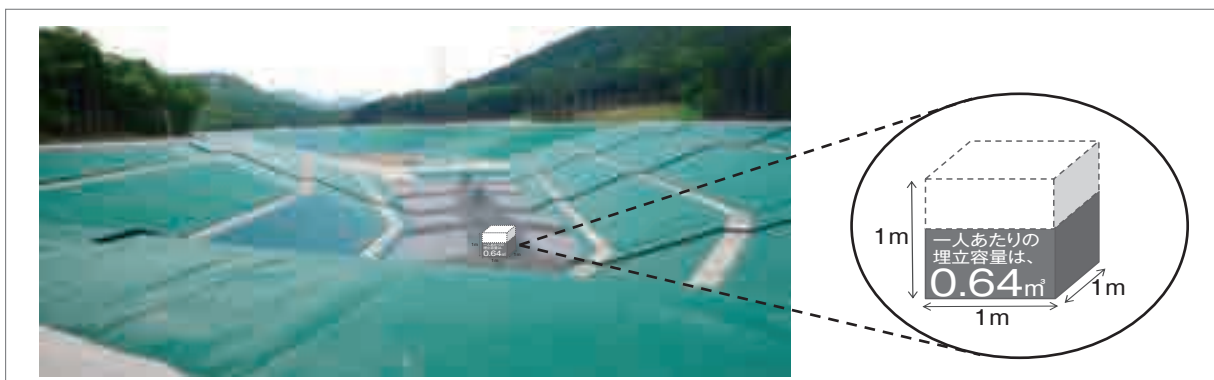


図7-1-6 大杉一般廃棄物最終処分場における市民一人あたりの割り当て量

- 大杉一般廃棄物最終処分場の使用期間は15年間を見込んでいますが、今の子どもたち（例えば小学1年生、7歳）が大人（22歳）になったころには、新たな埋立施設の建設のため負担を求められ、本市の大切な自然が一つなくなることもつながります。

地域の理解と協力により完成した、この大切な埋立施設をできる限り長く使用する（長寿命化）ため、ごみ焼却量削減の取組を推進していくことが必要です。

- ごみ焼却量は、平成9年度をピークに減少傾向にあります。焼却処理されているごみの中には、未だ再資源化可能物が含まれており、さらに分別排出（再生利用リサイクル）を進めていく必要があります。

特に、その量が多く、菓子箱など、家庭内で分別保管がしづらい不定形な雑がみ^{※79}の分別排出と、本来は食べ物である生ごみの排出抑制を進めることが必要です。

表7-1-2 焼却処理後の灰の量

1,000g 当たり	紙類	200g
	プラスチック類	7g
	生ごみ	84g

(ごみ組成調査から)

※79 雑がみ/新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の紙で、防水やカーボン紙など特殊加工されたものとおいや汚れがついたものなどを除いた名刺大以上の紙。

- ごみ処理の過程においては、大気汚染や水質汚濁などの公害発生の抑制とともに、新たな分別や処理を実施する場合においては、過度なエネルギー消費により過剰なCO₂が発生することのないよう、環境負荷の低減に努めることが必要です。

【行動を誘う仕組みの提供】

- ごみ減量・資源化の取組が習慣化した生活様式へと転換していくには、意識改革と並行して、強い動機付けの仕組みが必要になります。
例えば、新たな分別や経済的手法^{※80}の導入を適切な時期に進めていくことも手段の一つです。
- ごみ減量は、一人ひとりの行動によるものですが、地域が一体となって取り組む機運がその行動を後押しし、習慣化させていくことが期待できるため、「ごみ 1/3 減量大作戦」を市民運動として実行していくための組織づくりが必要です。

ごみ1/3 減量大作戦の取組

ごみ減量・資源化指針2011に掲げる5つの作戦

- 作戦1 多様な資源ごみ回収の仕組みをつくる
- 作戦2 生ごみを減らす
- 作戦3 プラスチックごみを減らす
- 作戦4 事業系ごみを減らす
- 作戦5 ごみ処理有料化制度の導入を検討する

2 主な取組

(1) ごみ減量の意識改革 ～『ごみ自体の発生抑制』～

- ごみ減量・資源化に関し、身近で簡単にできる取組をまとめた事例集を作成し配布するなど、市民へわかりやすく情報を発信します。
- 出前講座やイベント、公共施設にPRブースを設置するなど、さまざまな機会を活用して、「ごみ 1/3 減量大作戦」の取組やごみ減量の必要性をPRします。
- ごみ出しルールの啓発・指導を行い、不適正排出や不法投棄の防止に努めます。

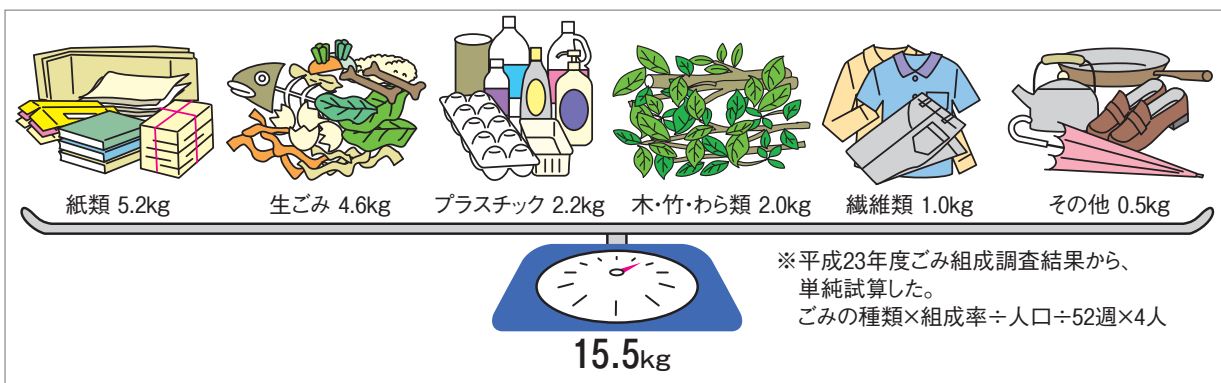


図7-1-7 4人家族の1週間当たりの普通ごみ排出量イメージ

(2) ごみ焼却量の削減 ～『雑がみの分別』と『生ごみの水切り』～

- 「ごみ減量・資源化指針2011」に基づき、5つの作戦（多様な資源ごみ回収の仕組みをつくる、生ごみを減らす、プラスチックごみを減らす、事業系ごみを減らす、ごみ処理有料化制度の導入を検討する）を着実に推進します。
- 多様な資源ごみ回収の仕組みをつくるため、バイオマス^{※81}の再資源化手法について検討します。

※80 経済的手法／税や補助金を用い市場メカニズムを活用して、対象とする主体の費用と便益に影響を与え、その行動を環境保全的なものへと導くという政策手段。

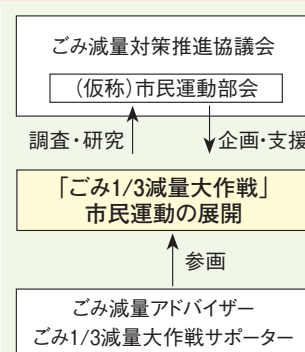
※81 バイオマス／再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、黒液、下水汚泥など。

- ・プラスチックごみを減らすため、その他プラスチック製容器包装類^{※82}の分別収集について検討します。
- ・雑がみは、不要となった紙袋に入れ、分別して排出すること、また、生ごみは、発生量を抑制（食べ残し、手付かずの食品、調理くずの抑制）し、一絞りにしてから排出することを呼び掛け、行動の習慣化を促進します。
- ・岐阜市エコプラント椿^{※83}では、給食残さや家畜ふんを堆肥化し、循環型農業を推進します。
- ・「ごみ減量・資源化指針2011」の進ちょく状況については、「ごみ減量・資源化指針アクションプラン」実績報告書を毎年作成し、公表します。
- ・ごみ処理施設等においては、環境への影響を調査・評価し、計画的な維持管理を行うとともに、効率的な燃焼管理体制を維持し、熱回収を積極的に進めるなど、環境負荷を抑制します。

(3) 行動を誘う仕組みの提供 ～『市民運動の展開』～

重点プロジェクト

- ・地域の環境推進員と連携しごみの減量化の取組を進めます。また、「ごみ1/3減量大作戦」の市民運動を展開し、ごみの減量化を図ります。
- ・（仮称）市民運動部会での提案や取組を支援・制度化する仕組みを検討します。



- ・ごみの減量化への取組の成果が反映されるよう、負担の公平化に向けた環境づくりに取り組みます。

3 指標と目標値

指標名	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の見方
ごみ焼却量	129,183t	107,000t	選別、破碎処理後の可燃物、し尿処理後の残さの焼却等を含む
一人一月あたりの雑がみ回収量	15.3g/人・月	22.3g/人・月	年間の雑がみ回収量/人口/月数
ごみ減量に取り組む市民意識	4.1点	4.6点	岐阜市まるごと環境フェアで行うアンケート調査結果の平均値（5段階評価による）
（仮称）市民運動部会の提案が実施された（した）累計件数	—	10件	（仮称）市民運動部会の提案をごみ減量対策推進協議会及び行政等で実施された（した）件数

※82 プラスチック製容器包装類/シャンプーボトル、菓子袋、コンビニ弁当等の空き容器、インスタント食品の容器などのプラスチック製容器包装で、資源有効利用促進法により識別マークの表示が義務付けられている。

※83 岐阜市エコプラント椿/市内の小・中学校や幼稚園、保育所等から出る給食残さと、市内の養鶏場からの鶏ふん、畜産センター公園の家畜ふんから堆肥をつくる施設。